

八尾市こども計画(素案)に係る市民意見提出制度実施要領

1	件名	「八尾市こども計画(素案)」についての市民意見募集
2	目的	「八尾市こども計画」を策定するにあたり、八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例第 12 条に基づき、広くその素案を公表し、市民の意見等の提出という形で市民の参画の機会を保障するとともに、それらの意見等を反映させることを目的とします。
3	事務説明	令和2年3月に策定した「八尾市こどもいきいき未来計画(後期計画)」は、計画期間を5年間とし、「みんなでつくる子どもの未来と幸せ」を基本理念に掲げ子ども・子育て支援にかかる様々な施策を進めてまいりました。 このたび、令和6年度で計画の期間が終了することから、これまでの取り組みの進捗状況や、本市のこどもを取り巻く現状・課題を引継ぎつつ、こども基本法及びこども大綱等、国や社会の動向を踏まえた上で、新たに令和7年度から始まる「八尾市こども計画」の策定を進めています。 今回、策定する「八尾市こども計画」について、広く市民の皆様のご意見をお伺いし、計画に反映させるため、「市民意見提出制度に関する指針」に基づき、市民の意見・提言を募集するものです。 ※別途こども版の計画を作成し、同期間で意見募集を行います
4	対象者	市内に在住・在勤・在学又は事業を営むすべての人、及び市内に事業所を有する法人その他の団体
5	資料内容及び公表方法	(1)公表する資料 ・八尾市こども計画(素案) (2)公表の方法 ・市役所本館【7階こども若者政策課、3階情報公開室】、各出張所、緑ヶ丘コミュニティセンター、桂・安中人権コミュニティセンター、こども総合支援センター「ほっぷ」、保健センター、桂・安中青少年会館、各地域子育て支援センターでの閲覧 ・八尾市ホームページを利用した閲覧
6	公表期間	令和6年 12 月6日(金)～令和7年1月6日(月)まで
7	意見募集期間	令和6年 12 月6日(金)～令和7年1月6日(月)まで(必着)
8	必須記入事項	(1)タイトル「八尾市こども計画(素案)」についての市民意見」 (2)意見・提言 (3)連絡先(任意) (氏名又は団体名、電話番号、FAX 番号、E-mail アドレス) ※提出された連絡先等の個人情報は、個人情報保護法に基づき適切に取り扱います。 ※意見の該当箇所や内容が不明確な場合に、確認のため連絡をさせていただく場合がありますが、それ以外の目的には使用しません。

9	意見の提出方法及び提出先	(1) 持参(代理人によるものを含む。) 八尾市役所本館7階 八尾市こども若者部 こども若者政策課 (2) 郵送 : 〒581-0003 八尾市本町一丁目1番1号 八尾市こども若者部 こども若者政策課 (3) ファクシミリ : 072-924-9548 (4) 電子メール 送付先アドレス : kodomoseisaku@city.yao.osaka.jp (5) 電子申請システム
10	提出された意見の取り扱い等	(1) 提出された意見は、市民意見提出期間終了後、意見の整理を行い、資料として活用するとともに、素案への反映可否等について、後日(令和7年3月頃を予定)に情報公開室及び市ホームページにて公表いたします。個別の回答はいたしかねますので、ご了承ください。 (2) 提出された意見は、住所・氏名を除き、そのままの形で公表することがありますので、個人が特定される内容は、意見本文にはできるだけ記入しないよう、ご注意ください。 (3) 意見を受領したことについて、個別の連絡はいたしません。 (4) 電話・口頭での意見は、市民意見提出制度として取り扱いません。
11	担当 (問い合わせ)	八尾市こども若者部 こども若者政策課 電話 : 072-924-3988(直通)